平成２９年６月

【中古車売買での瑕疵（かし）担保責任※】

【相談】

大手の中古車販売業者から、中古車を購入した。納車から１週間後にエンジン冷却装置が壊れて走らなくなった。連絡すると「保証なしで引き渡しているので修理は有償になる。当社の指定修理工場で修理する」との回答だった。無償修理の要求はできないか。

【アドバイス】

中古車販売業者は「今回の売買契約は、現状渡し契約で保証期間なし、アフタークレーム等を主張できない契約である」と言っています。これは、瑕疵（かし）に対する免責特約付き契約を主張していると思われます。故障は引き渡しから１週間後に生じており、中古車販売業者が保証に応じていませんので、いわゆる「現状渡し契約」と思われます。

　「現状渡し契約」とは、整備せず、保証も付けず販売するものですが、販売後に発生する責任を全部免除する販売契約ではありません。故障は引き渡しから１週間後に生じており、故障に至る原因（隠れた瑕疵）は引き渡し前から内在していたものと考えられます。

　一般消費者が「保証なし」などの不利益を承知で契約をする場合もありますが、専門知識をもたず、交渉力に格差のある一般消費者にとっては著しく不利益な内容の契約になることもあります。

　消費者保護の観点から消費者契約法第８条により事業者の損害賠償責任を全部免除するような条項は無効とされています。同法の考え方により免責特約条項の無効を主張し、今回の故障は納車からわずか１週間後に発生しており「隠れた瑕疵」を理由として中古車販売業者の瑕疵担保責任（民法第５７０条）により無償修理を要求できることをアドバイスしました。

　…………………………

　消費者ホットライン＝電話１８８（泣き寝入りは「いやや！」）　お近くの消費者センターにつながります。

　※瑕疵担保責任…売買などの契約において、その目的物に、一般の人では簡単に発見できないような瑕疵（欠陥）があった場合、売り主などの引き渡し義務者が、買い主などの権利者に対して負わねばならない担保責任。